（介護予防）特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

＜２０２６年１１月１日現在＞

当事業所は京都府の介護保険指定を受け、ご契約者に（介護予防）特定施設入居者生活サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等について重要な事項を説明致します。ご不明な点、分かりにくい点はなんでもお尋ねください。

１．（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所の概要

（１） 事業者

法人名	株式会社　はれコーポレーション
所在地	岡山県岡山市北区表町１丁目５番１号
電話番号	０８６－８０３－５０８０
代表者氏名	代表取締役　上川　敏文
設立年月日	２００２年8月８日

（２） 事業所

施設名称	あいらの杜 宇治五ヶ庄
所在地	京都府宇治市五ヶ庄戸ノ内１９－１
介護保険指定番号	京都府２６７１２００９４３号

（３） 事業の目的及び運営の方針

（目的）

要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切な（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

（運営方針）

１　（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たって、従業者は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう

援助を行います。

２　施設は、介護保険法その他の法令、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成２４年京都府条例第２７号）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

３　入居者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。

４　（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供は、個別の（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス計画を作成し、入居者の同意のもとに実行します。

５　入居者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

（４）　同施設の職員体制〔職員数は入居者５１名で計算（要介護者５１名）〕

職種	職員数	業務内容
管理者（施設長）	１人 （生活相談員・介護職員兼務１人）	施設の従業者の管理及び特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
計画作成担当者（介護支援専門員）	１人 （生活相談員・事務員兼務１人）	特定施設入居者生活介護サービス計画の作成、介護の総合調整、入居者又はその家族への説明、関係機関との連絡調整などを行います。
生活相談員	２人 （管理者・介護職員兼務１人、計画作成担当者・事務員兼務１人）	生活相談員は、入居者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
看護職員	３人 （常勤専従２人、非常勤専従１人）	入居者の診療の補助、療養上の世話、生活リハビリ・看護面の個別援助計画の作成、実施、評価などを行います。

介護職員	22 人 （常勤専従 16 人、常勤兼務 1 人、非常勤専従 5 人）	入居者の日常生活の支援（排泄、入浴、食事、着替え、移動、その他）機能訓練、生活リハビリの補助などを行います。
介護に係る職員体制		２．５：１　以上

尚、入居者の入居状況により指定基準に応じた人員を都度配置する。

（５）同施設の設備概要

一般居室	一般居室　１８．６０㎡・１９．５３㎡ 全室個室　５１室（定員５１名）
共用施設概要	玄関、食堂、機能訓練室・談話室（食堂兼用）、応接室、洗濯室、浴室（機械浴室・一般浴室）、脱衣室、健康管理室、共用倉庫、地域交流スペース
緊急通報装置	居室・共用施設各所に「緊急通報装置」を備え付けてあり、緊急時にボタンを押せば、職員と会話ができ、職員が対応します

２．サービスの内容

（１）介護保険サービス（特定施設入居者生活サービス計画に沿って実施します。）

食事	入居者ごとの栄養状態に応じた管理を行い、摂食や嚥下機能など入居者の身体状況に応じた適切な介助を行います。
入浴	週２回、見守り浴又は介護浴を行います。体調や心身の状態などに応じ、清拭となる場合があります。
排泄	入居者の心身の状況に応じて適切な排泄介助をし、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	寝たきりを防止し、生活リズムが整えられるよう適切な介助を行います。
機能訓練	入居者の状況に合わせ、機能訓練指導員による機能訓練や看護介護職員による生活リハビリを行います。
生活相談	生活相談員が入居者及びご家族の相談に応じます。介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
生活サービス	入居者の状況に合わせ、洗濯、居室清掃、シーツ交換、買い物代行などの介助を行います。

安否確認	入居者の状況に合わせ、安否確認を行います。

（2）介護保険外のサービス

個別有料サービス	個別的な外出介助	施設が企画したレクリエーションとは別に個別な外出の付添い、協力医療機関以外の受診付添いを行います。
	個別的な買い物の代行	週２回以上の通常想定している近隣店舗以外の店舗への個別の買い物の代行を行います。
	入浴サービス	指定回数以上の入浴を希望される場合、指定回数を超える入浴は有料にて入浴介助を行います。

３．料金

（1）特定施設入居者生活介護サービス利用料

３０日の月の場合、月額表記、地域区分：６級地（１０．２７円）

【基本サービス費】

介護度	基本報酬（１日）	１割負担（３０日）	２割負担（３０日）	３割負担（３０日）
要支援１	１８３単位	５，８２３円	１１，６４６円	１７，４６９円
要支援２	３１３単位	９，８２９円	１９，６５７円	２９，４８５円
要介護１	５４２単位	１６，８８４円	３３，７６８円	５０，６５２円
要介護２	６０９単位	１８，９４９円	３７，８９７円	５６，８４５円
要介護３	６７９単位	２１，１０５円	４２，２１０円	６３，３１５円
要介護４	７４４単位	２３，１０８円	４６，２１５円	６９，３２３円
要介護５	８１３単位	２５，２３４円	５０，４６７円	７５，７００円

また、上記費用に加え、以下の加算に関する費用が必要

加算種類	基本報酬（１日）	１割負担（３０日）	２割負担（３０日）	３割負担（３０日）
個別機能訓練加算				
（Ⅰ）	１２単位	３７０円	７４０円	１，１１０円
（Ⅱ）	２０単位 ※月１回のみ	２１円	４１円	６２円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	１００単位 ※月１回のみ	１０３円	２０６円	３０９円

協力医療機関連携加算（Ⅱ）	４０単位 ※月１回のみ	４１円	８２円	１２３円
夜間看護体制加算(Ⅱ)	９単位	２７８円	５５５円	８３２円
退所時情報提供加算	２５０単位 一人につき１回	２５７円	５１４円	７７１円
退院・退所時連携加算	３０単位 ３０日以内	３１円	６２円	９３円
感染対策向上加算				
（Ⅰ）	１０単位 ※月１回のみ	１１円	２１円	３１円
（Ⅱ）	５単位 ※月１回のみ	６円	１１円	１６円
新興感染症施設療養費	２４０単位	２４７円	４９３円	７４０円
看取り介護加算（Ⅰ）				
死亡当日	１，２８０単位	１，３１５円 ※１日	２，６２９円 ※１日	３，９４４円 ※１日
死亡前日・前々日	６８０単位	１，３９７円 ※２日	２，７９４円 ※２日	４，１９０円 ※２日
死亡日以前４日以上31日以下	１４４単位	３，９９１円 ※２７日	７，９８２円 ※２７日	１１，９７２円 ※２７日
死亡日以前31日以上45日以下	７２単位	１，９９６円 ※１５日	３，９９１円 ※１５日	５，９８６円 ※１５日
看取り介護加算（Ⅱ）				
死亡当日	１，７８０単位	１，８２８円 ※１日	３，６５６円 ※１日	５，４８４円 ※１日
死亡前日・前々日	１，１８０単位	２，４２４円 ※２日	４，８４８円 ※２日	７，２７１円 ※２日
死亡日以前４日以上31日以下	６４４単位	１７，８５６円 ※２７日	３５，７１１円 ※２７日	５３，５６６円 ※２７日
死亡日以前31日以上45日以下	５７２単位	１５，８６０円 ※１５日	３１，７２０円 ※１５日	４７，５８０円 ※１５日

サービス提供体制強化加算				
（Ⅰ）	２２単位	６７８円	１，３５６円	２，０３４円
（Ⅱ）	１８単位	５５５円	１，１０９円	１，６６４円
（Ⅲ）	６単位	１８５円	３７０円	５５５円
認知症専門ケア加算				
（Ⅰ）	３単位	９３円	１８５円	２７８円
（Ⅱ）	４単位	１２４円	２４７円	３７０円
介護職員処遇改善加算				
（Ⅰ）ロ	１月の総単位数×１５．９％	※総単位数によって異なる	※総単位数によって異なる	※総単位数によって異なる
退院・退所時連携加算	３０単位 ※入居から３０日	９２５円	１，８４９円	２，７７３円
入居継続支援加算				
（Ⅰ）	３６単位	１，１１０円	２，２１９円	３，３２８円
（Ⅱ）	２２単位	６７８円	１，３５６円	２，０３４円
ＡＤＬ維持等加算（月１回のみ）				
（Ⅰ）	３０単位	３１円	６２円	９３円
（Ⅱ）	６０単位	６２円	１２４円	１８５円
生活機能向上連携加算（月１回のみ：個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位）				
（Ⅰ）	１００単位	１０３円	２０６円	３０９円
（Ⅱ）	２００単位	２０６円	４１１円	６１７円
科学的介護推進体制加算	４０単位 ※月１回のみ	４１円	８２円	１２３円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１０単位	１１円	２１円	３１円
若年性認知症入居者受入加算	１２０単位	３，６９８円	７，３９５円	１１，０９２円
栄養スクリーニング加算	１回５単位 ※６月に１回を上限	６円 ※６ヶ月に１回	１１円 ※６ヶ月に１回	１６円

※その他、法令に基づく各種加算・減算が加わる場合があります。

（２）その他の費用

・オムツ代　実費

・個別有料サービス（税込）

週２回以上や特別な店舗での買い物代行サービス	１，１００円／３０分
個別的な外出介助	１，１００円／３０分
協力医療機関以外への送迎サービス	１，１００円／３０分
指定回数以上の入浴介助	１，１００円／３０分

上記金額は２０２５年９月１日現在の料金とし、物価変動等により変わる場合があります。

４．秘密の保持

事業者及び従業者は業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。事業者は従業者に、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。

５．事故発生時の対応

（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、県、入居者とその家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。なお、事業者は損害賠償保険に加入しています。

６．緊急時等における対応

入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。

７．非常災害対策

非常災害が発生した場合、別途定める消防計画、防災訓練マニュアル、災害時対応マニュアルに従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。

・防火教育及び基礎訓練（消火、通報、避難及び救出等の訓練）　年２回以上

・利用者を含めた総合訓練　年１回以上

・定期的な消火設備の整備点検等　消火器等設備点検年２回

総合点検年１回

スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導等などの防災設備は法令に準拠しています。

８．身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

施設は、（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行

動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

９．虐待の防止のための処置に関する事項

施設は、入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとします。

一　虐待の防止に関する責任者の選定

二　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

三　その他虐待防止のために必要な処置

施設は、（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たり、従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１０．成年後見制度の活用支援

施設は、入居者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じて成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

１１．入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き

全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していません。

１２．苦情解決体制の整備

施設は、（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講ずるものとします。

施設は、（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に関し、市町村の職員からの質問若しくは照会及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

施設は、提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査委に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

苦情受付担当者	生活相談員　上田　泰平
苦情処理責任者	管理者　青井　浩子
申立方法	①ＴＥＬ：０７７４－６６－６０２１ ②ＦＡＸ：０７７４－６６－６０３１ ③施設に来訪して頂く ③については、以下の時間・曜日にお願いします。 曜日：月～金（土日祝祭日は、休み） 時間：９：００～１７：００
苦情処理経過等	受け付けた苦情は、苦情処理担当者が関係者と協議し、申立者に報告を致します。担当者で処理できない場合は、苦情処理責任者が苦情処理会議を開催し、解決をはかります。
その他の苦情受付窓口	行政機関 ①京都府 健康福祉部 高齢者支援課 電話　　０７５－４１４－４５７４ 受付時間　平日８時３０分～１７時１５分 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ②京都府 国民健康保険団体連合会 介護相談係 電話　　０７５－３５４－９０９０ 受付時間　平日９時００分～１７時００分 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ③宇治市 健康長寿部 介護保険課 電話　　０７７４－２２－３１４１ 受付時間　平日８時３０分～１７時１５分 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ④京都市右京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 電話　　０７５－８６１－１４１６ 受付時間　平日９時～１７時 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み）

	⑤京都市東山区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 電話　０７５－５６１－９１８７ 受付時間　平日９時～１７時 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ⑥京都市伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 電話　０７５－６１１－２２７８ 受付時間　平日９時～１７時 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ⑦伏見区役所深草支所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 電話　０７５－６４２－３６１６ 受付時間　平日９時～１７時 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ⑧京都市伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 電話　０７５－５７１－６４７１ 受付時間　平日９時～１７時 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み） ⑨城陽市福祉保健部　高齢介護課　介護保険係 電話　０７７４－５６－４０４３ 受付時間　平日８時３０分～１７時１５分 ⑩神戸市北区役所保健福祉課 電話　０７８－５９３－１１１１ 受付時間　平日８時４５分～１７時３０分 （土日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み）

年　　月　　日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	京都府宇治市五ヶ庄戸ノ内１９－１
	事業所名	（介護予防）特定施設入居者生活介護 あいらの杜 宇治五ヶ庄
	事業者	株式会社はれコーポレーション 代表取締役　上川　敏文
	管理者	印
	説明者	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意しました。

利用者	氏名	印
代筆の場合の代筆者氏名	氏名	印 （続柄：　　）
代理人	住所	
	氏名	印